

くらしき作陽大学と総社市との連携協力に関する協定書

くらしき作陽大学と総社市は、相互の発展に資するため、音楽、教育、文化、まちづくり等の分野において協力するために協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、包括的な連携のもと音楽・教育・文化・まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会の持続的な発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- (1) 音楽・教育・文化の振興・発展のための連携
- (2) 人材育成のための連携
- (3) 知的・物的資源の相互活用
- (4) まちづくりのための連携
- (5) その他両者が協議して必要と認める連携協力

(連絡調整窓口)

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、両者に窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 この協定に基づく連携協力の実施に要する経費は、原則として両者においてそれぞれ応分に負担することとする。

